

国立循環器病研究センター同窓会「国循会」会則

2019.6.11.改定

1. 本会の名称を「国循会」とする。
2. 目的
会員の親睦、交流を深めるとともに、あわせて我が国の循環器病を中心とする医学・医療の発展に寄与することを目的とする。
3. 事務局
国立循環器病研究センター（以後国循と略）(〒564-8565 大阪府 吹田市 岸部新町 6 番 1 号)
内に置く。事務局長を定める。
4. 事業
 - 1) 会員の名簿を作成し、原則 1-2 年ごとに更新を行う。
 - 2) 親睦会、総会、講演会等を開催する。
 - 3) 会報・同窓会誌を適宜作成する。
5. 会員
国循で勤務もしくは研修した医師および研究者とする。その他、これにかかわらず、部門代表者の推薦した者も適宜登録できる（運営部、看護部、臨床検査部、薬剤部、放射線部など）。
6. 役員
 - 1) 会長職を設け、国循理事長がこれを務める。
 - 2) 運営のために世話人を置く。
 - 3) 世話人は本会の発展に寄与する者とし、**10-20** 名程度とする。
 - 4) 世話人の中から代表、及び副代表を選任する。
 - 5) 世話人、代表、副代表の任期は原則 4 年とするが、再選を妨げない。
 - 6) 世話人は世話人会を構成する。
 - 7) 世話人会は、代表世話人が招集し、世話人総数の半数以上の出席を得て成立する。原則年一回、事業計画、活動報告、会計報告、人事、会則の変更などを審議し、出席した世話人の 3 分の 2 以上の承認を得て決定する。
7. 総会
総会は親睦会の開催時に併せて行い、活動報告、会計、人事、会則の変更などを報告する。
8. 会費
 - 1) 会員から年会費を徴収する。金額は適宜世話人会で決定する。
 - 2) 親睦会の費用は参加者から別途徴収する。
 - 3) 会費の使途は、会員名簿の作成、会員への連絡、総会・親睦会の開催等とする。
9. 会員への連絡・案内
総会・親睦会開催の連絡、会員間の情報交換は、郵送、もしくは電子メールにて行う。